

2 0 1 9 年 3 月 2 2 日

J R 東 海 労 働 組 合  
中央執行委員長 木下 和樹 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地本  
執行委員長 畑野 浩孝

### 「新しい人事・賃金制度の見直し」に関する申し入れ

日本労働運動を担わんとする、日夜を違わぬ活発な運動に敬意を表します。

2月19日、会社は本部との団体交渉を開催し『「新しい人事・賃金制度」の見直しについて』提案を受けました。

会社は、今回の見直しにあたって『「新しい人事・賃金制度」の施行から10年余りが経過し、環境の変化を踏まえ雇用・諸手当・住宅支援の在り方等について、検討を重ねてきた。』と回答しています。

しかし、平成18年に「新しい人事・賃金制度」の改正が実施されて以降、「効率化」と称した合理化が強引に推し進められ、各職場では社員の不満が山積しています。また、職場環境や労働条件の悪化で悩み、苦しんでいる社員が多数をしめています。

今回の見直しについて、会社は「努力した者によりの確に報いる制度」と述べているとおり、超過勤務や休日出勤をしなければ給与が増えない改悪であります。また、当初、調整手当については居住地で検討していると伝えていながら勤務地基準に戻すなど、本当に時間を掛けて検討してきたのか疑問が残る制度ではないでしょうか。

新幹線関西地本としては、この現状を認識しつつ、かつ労働組合として現状の変革を求め、JR本体で働く社員及び出向先で働く社員の代表として、「新しい人事・賃金制度の見直し」について、職場からの要求を下記の通り行いますので、本部のより一層の取り組みを要請いたします。

### 記

#### I. 定年の延長等

##### 1. 定年延長について

- (1) 今回、対象者は昭和44年4月2日以降となっているが、その理由を明らかにすること。
- (2) 全社員の退職を65歳とし、同一労働・同一賃金とすること。
- (3) 60歳以降も調整手当、扶養手当を支給し全額支給とすること。

##### 2. 在職条件について

- (1) 50歳以降定期昇給が何故ないのか、明らかにすること。
- (2) 60歳以降基本給を70%とした根拠を明らかにすること。

- (3) 65歳定年退職時に10%加算することが出来るとあるが、どの場合出来るのか明らかにすること。
- (4) 生涯賃金は現行を上回るとあるが、どの様な昇進のケースをモデルとして算出したのか明らかにすること。

### 3. 退職条件について

- (1) 「60歳に達した日の属する月の翌月以降、退職手当累計ポイントは算定しない。」とあるが、加算しない理由を明らかにすること。

## II. 諸手当の改正

### 1. 調整手当の改正について

- (1) A・B級地区別の根拠を明らかにすること。
- (2) A級地は20000円を30000円、B級地は10000円を20000円に引上げること。

### 2. 通勤手当の改正について

- (1) 非課税限度額（15万円）を超過した部分については会社が補償すること。
- (2) 通勤経路は、各個人の選択とすること。

### 3. 割増賃金の改正について

- (1) C単価は160/100、D単価は200/100に引上げること。

### 4. 職務手当の新設について

- (1) 全ての特殊勤務手当に対する、算出額を明らかにすること。
- (2) 乗務員手当については、下記のとおりとすること。
  - ア. 列車長 245日（労働日）×3200円（現行額）÷12か月＝65000円
  - イ. 車掌長 245日（労働日）×3100円（現行額）÷12か月＝63000円
  - ウ. 運転士（車掌兼務）245日（労働日）×2900円（現行額）÷12か月＝59000円
  - エ. 運転士・車掌（限定）245日（労働日）×2700円（現行額）÷12か月＝55000円
- (3) 職務手当の⑥の⑦月額10000円と算出した根拠を明らかにすること。
- (4) 祝日手当は、現行のとおりとすること。また、祝日手当を廃止する根拠を明らかにすること。

## III. 表彰制度の改正について

- (1) 表彰制度については、現行のとおりとすること。

## IV. 休暇制度の改正について

- (1) 効績休暇は現行のとおりとすること。

## V. 住宅支援制度の改正について

- (1) 現行の使用料金について「世間一般の賃貸料や社宅使用料と比較して相当程度低

廉」とあるが、各居住地に合わせて算出したのか明らかにすること。

- (2) 居室使用料単価の改正、502 (円/㎡) は285 (円/㎡) に減額すること。
- (3) 家族用社宅使用料、35歳異常2倍、40歳以上2.5倍の適用は、廃止すること。
- (4) 現行の専任社員の家族用社宅使用料は現行の半額とすること。